

令和2年度 川崎市総合就職サポート事業（生活保護受給者就労支援事業・生活困窮者就労支援事業）業務委託事業者募集に係る質問書の回答について

番号	質問	回答
1	<p>当事業について 当事業の位置づけとしましては、他自治体における「就労支援員」の行う業務、また自立相談支援事業における「就労支援」に相当する部分の業務をよりきめ細やかに行う事業という認識で間違いはないか。</p>	<p>生活保護受給者については各福祉事務所保護課の自立生活支援相談員等、生活困窮者については別添4のP.10の「しごと応援事業」の部分について川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）との連携により、仕様に定める業務を行っていただきます。</p>
2	<p>当事業について 生活保護受給者就労支援事業における対象者は、原則就労準備支援事業等において、日常生活自立支援が終わり、社会自立・就労自立に対する支援を必要とする方という認識で間違いはないか。</p>	<p>原則はお見込みのとおりですが、参加者確保の取組として、より課題の大きい対象者への支援について、ご提案いただくことも可能です。</p>
3	<p>別添2・生活保護受給者就労支援事業(川崎市総合就職サポート事業)業務委託仕様書(案) 別添3・川崎市困窮者就労支援事業業務委託仕様書(案)について 各々に事業に対し人員配置や支援目標数等が設定しており、伴って予算配分もされているが、実務に関しては事業間協力等事業をまたぎ流動的に行っても問題ないか。</p>	<p>仕様に定める人員配置や支援目標等を充足した上で、事業間協力を行っていただくことは可能ですが、具体的な内容については協議するものとします。</p>
4	<p>別添2・生活保護受給者就労支援事業(川崎市総合就職サポート事業)業務委託仕様書(案) 別添3・川崎市困窮者就労支援事業業務委託仕様書(案)について 5業務内容(1)ア(ウ)協力企業との連携(合同就職面接会)について、各々年4回以上開催することとあるが、一体的実施として同日・同会場・同時刻開催でも構わないか。</p>	<p>生活保護受給者と生活困窮者に向けて一体的に実施していただくことを想定しています。</p>
5	<p>別添2・生活保護受給者就労支援事業(川崎市総合就職サポート事業)業務委託仕様書(案) 別添3・川崎市困窮者就労支援事業業務委託仕様書(案)について 5業務内容(2)ア(ア)支援対象者の求人先開拓及び求人情報の提供について、川崎市内に有料職業紹介所を開設することとあるが、新たに許可申請を行うという認識か。また弊社はすでに許可事業所であるため、新たに拠点登録</p>	<p>事業者の事情に応じて、許可申請または事業所の新設の届出等をしてください。</p>

	を行う形でもよいか。	
6	<p>別添 2・生活保護受給者就労支援事業(川崎市総合就職サポート事業)業務委託仕様書(案)</p> <p>別添 3・川崎市困窮者就労支援事業業務委託仕様書(案)について</p> <p>5 業務内容(2)ア(ア)支援対象者の求人先開拓及び求人情報の提供について、実施に当たり支援対象者から手数料を徴収しないものとする とあるが、求人側からの手数料徴収はよいか。また徴収ができる場合、市に対してどのように申告や納付を行うのか。</p>	求人側からの手数料徴収は想定しておりません。
7	<p>別添 2・生活保護受給者就労支援事業(川崎市総合就職サポート事業)業務委託仕様書(案)</p> <p>別添 3・川崎市困窮者就労支援事業業務委託仕様書(案)について</p> <p>5 業務内容(4)成果について、特に支援対象者数に関しては、当事業においては募集ができず、市・自立相談支援事業等よりの受け入れが窓口となると認識している。各々の事業に対し最低目標が設定されているが、受け入れ数が少なく未達となった場合減額等の罰則はあるか。</p>	受け入れ数が目標値に達しないことをもって直ちに委託料の減額等が生じるものではありませんが、目標値と実績の乖離が大きい場合には、状況により協議等を行う場合があります。
8	<p>別添 2・生活保護受給者就労支援事業(川崎市総合就職サポート事業)業務委託仕様書(案)</p> <p>6 実施体制(1)の※の項目にキャリアカウンセラーの配置について、1コマ1日換算で週26コマ配置とあるが、市内9か所への配分はどのような配分であるか。</p>	キャリアカウンセラーの人員配置については、提案事項となります。